新潟県報道資料

新潟県

令和６年 12 月 12 日
福祉保健部感染症対策・薬務課

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
（令和６年第 49 週：12 月２日から 12 月８日まで）

◎新潟県感染症情報は**「速報版」**であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

●今週のトピック

◆基本的な感染対策をお願いします。
○インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの報告数が増加しています。
○うがい・手洗いの励行や咳エチケットなどの基本的な感染対策を心掛けましょう。
○発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
○やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆インフルエンザの流行期に入っています。（別紙１参照）
○県内では定点当たりの報告数が全県で6.14と前週の3.16に比べ増加しました。
○注意報発令の基準である「定点当たり10」に迫っています。

◆新型コロナウイルス感染症は例年冬に感染が拡大しています。
○県内では定点当たりの報告数が全県で3.86と前週の3.16に比べ増加しました。
○今シーズンから高齢者等の重症化リスクの高い方の定期接種が始まっております。
○お手元に接種券がなくてもワクチン接種は可能です。定期接種を検討されている方は、お近くの医療機関やお住まいの自治体にお問い合わせください。

◆全国でマイコプラズマ肺炎が流行しています。（別紙２参照）
○県内では定点当たりの報告数が全県で 1.62 と前週の 2.31 に比べ減少しました。

◆手足口病の警報を発令しています。（別紙３参照）
○定点当たりの報告数が全県で3.27と前週の3.71に比べ減少しました。
○国の示す警報終息基準（定点当たり２）を下回るまで警報を継続します。

◆梅毒の届出がありました。（別紙４参照）
○性交渉により感染します。性交渉の際にはコンドームを使用しましょう。

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：手足口病（警報基準５、終息基準２）
国の示す警報基準以上となった管内のある疾病：
○Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準８）：三条、村上、上越
○水痘（警報基準２）：村上
○手足口病（警報基準５）：長岡、柏崎、糸魚川
○伝染性紅斑（警報基準２）：新発田
○急性出血性結膜炎（警報基準１）：三条

●全数報告

1類感染症	届出なし		
2類感染症	結核	新潟市	
		1	
3類感染症	届出なし		
4類感染症	届出なし		

5類感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1件	上越保健所管内	患者	40歳代女性
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2件	三条保健所管内	患者	50歳代女性
			上越保健所管内	患者	60歳代男性
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1件	新潟市保健所管内	患者	70歳代男性
	梅毒	4件	新潟市保健所管内	患者	40歳代女性
			新発田保健所管内	無症状病原体保有者	50歳代男性
			長岡保健所管内	患者	60歳代男性
			上越保健所管内	患者	50歳代男性
	百日咳	1件	新潟市保健所管内	患者	10歳代男性

次回は令和6年12月19日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-256-8748(内線 2769)

5類感染症定点把握対象疾患（週報届出分）地域振興局等管内別報告数　　令和6年第49週：12月2日から12月8日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	534	241	28	3	43	33	5	16	9	21	13	5	5	112
	定点当	6.14	9.64	4.00	1.00	5.38	2.54	1.67	5.33	3.00	4.20	4.33	1.67	1.67	14.00
新型コロナウイルス感染症	実数	336	72	61	30	19	35	1	11	14	12	19	2	5	55
	定点当	3.86	2.88	8.71	10.00	2.38	2.69	0.33	3.67	4.67	2.40	6.33	0.67	1.67	6.88
RSウイルス感染症	実数	20	4	1	2			4		1	4				4
	定点当	0.36	0.25	0.25	1.00			2.00		0.50	1.33				0.80
咽頭結膜熱	実数	34	7	8		13	4							1	1
	定点当	0.62	0.44	2.00		2.60	0.50							0.50	0.20
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	238	26	15	4	41	44		4	9	13		25	6	51
	定点当	4.33	1.63	3.75	2.00	8.20	5.50		2.00	4.50	4.33		12.50	3.00	10.20
感染性胃腸炎	実数	128	29	23		7	8	10	1	3	14	8			25
	定点当	2.33	1.81	5.75		1.40	1.00	5.00	0.50	1.50	4.67	4.00			5.00
水痘	実数	34	13	3		4	2		1	1			6	1	3
	定点当	0.62	0.81	0.75		0.80	0.25		0.50	0.50			3.00	0.50	0.60
手足口病	実数	180	37	16	5	13	49	2		6	20	10	2	1	19
	定点当	3.27	2.31	4.00	2.50	2.60	6.13	1.00		3.00	6.67	5.00	1.00	0.50	3.80
伝染性紅斑	実数	27	11	8	1	2	1								4
	定点当	0.49	0.69	2.00	0.50	0.40	0.13								0.80
突発性発疹	実数	28	15			2	1					3			7
	定点当	0.51	0.94			0.40	0.13					1.50			1.40
ヘルパンギーナ	実数	13	2	1				1			6	1			2
	定点当	0.24	0.13	0.25				0.50			2.00	0.50			0.40
流行性耳下腺炎	実数	1									1				
	定点当	0.02									0.33				
急性出血性結膜炎	実数	2				2									
	定点当	0.20				2.00									
流行性角結膜炎	実数	4		1		2	1								
	定点当	0.40		1.00		2.00	0.50								
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
マイコプラズマ肺炎	実数	21		1			8		5	1	1			4	1
	定点当	1.62		1.00			4.00		5.00	1.00	1.00			4.00	1.00
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	実数														
	定点当														

※新津は、新潟地域振興局管内（五泉市、阿賀町）
実数：指定届出機関（定点医療機関）からの患者報告の総数
定点当：実数を指定届出機関（定点医療機関）の総数で除したもの

5類感染症定点把握対象疾患（週報届出分）最近6週間の推移

令和6年第49週：12月2日から12月8日まで

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	27	42	152	133	275	534
	定点当	0.31	0.48	1.75	1.53	3.16	6.14
新型コロナウイルス感染症	実数	212	205	241	212	275	336
	定点当	2.44	2.36	2.77	2.44	3.16	3.86

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
インフルエンザ 実数	3	51	136	168	60	97	19
インフルエンザ 定点当	0.03	0.59	1.56	1.93	0.69	1.11	0.22
新型コロナウイルス感染症 実数	4	20	22	35	17	129	109
新型コロナウイルス感染症 定点当	0.05	0.23	0.25	0.40	0.20	1.48	1.25

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
RSウイルス感染症	実数	41	18	17	9	17	20
	定点当	0.75	0.33	0.31	0.16	0.31	0.36
咽頭結膜熱	実数	24	19	20	27	30	34
	定点当	0.44	0.35	0.36	0.49	0.55	0.62
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	133	99	198	167	213	238
	定点当	2.42	1.80	3.60	3.04	3.87	4.33
感染性胃腸炎	実数	82	90	98	91	125	128
	定点当	1.49	1.64	1.78	1.65	2.27	2.33
水痘	実数	11	24	24	53	29	34
	定点当	0.20	0.44	0.44	0.96	0.53	0.62
手足口病	実数	499	438	351	218	204	180
	定点当	9.07	7.96	6.38	3.96	3.71	3.27
伝染性紅斑	実数	9	12	16	8	20	27
	定点当	0.16	0.22	0.29	0.15	0.36	0.49
突発性発疹	実数	13	11	11	13	27	28
	定点当	0.24	0.20	0.20	0.24	0.49	0.51
ヘルパンギーナ	実数	19	14	15	9	9	13
	定点当	0.35	0.25	0.27	0.16	0.16	0.24
流行性耳下腺炎	実数	3		4	1	1	1
	定点当	0.05		0.07	0.02	0.02	0.02
急性出血性結膜炎	実数		1		1	3	2
	定点当		0.10		0.10	0.30	0.20
流行性角結膜炎	実数	2	5		1	2	4
	定点当	0.20	0.50		0.10	0.20	0.40
細菌性髄膜炎	実数	1				1	
	定点当	0.08				0.08	
無菌性髄膜炎	実数						
	定点当						
マイコプラズマ肺炎	実数	20	18	25	23	30	21
	定点当	1.54	1.38	1.92	1.77	2.31	1.62
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	実数						
	定点当						
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	実数				3		
	定点当				0.23		

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20歳以上
RSウイルス感染症 実数	7	11	2			
RSウイルス感染症 定点当	0.13	0.20	0.04			
咽頭結膜熱 実数	1	19	14			
咽頭結膜熱 定点当	0.02	0.35	0.25			
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 実数		56	130	40	7	5
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 定点当		1.02	2.36	0.73	0.13	0.09
感染性胃腸炎 実数	7	46	52	19	1	3
感染性胃腸炎 定点当	0.13	0.84	0.95	0.35	0.02	0.05
水痘 実数	2	10	12	10		
水痘 定点当	0.04	0.18	0.22	0.18		
手足口病 実数	5	119	50	5		1
手足口病 定点当	0.09	2.16	0.91	0.09		0.02
伝染性紅斑 実数		7	20			
伝染性紅斑 定点当		0.13	0.36			
突発性発疹 実数	13	14	1			
突発性発疹 定点当	0.24	0.25	0.02			
ヘルパンギーナ 実数		7	3	3		
ヘルパンギーナ 定点当		0.13	0.05	0.05		
流行性耳下腺炎 実数		1				
流行性耳下腺炎 定点当		0.02				
急性出血性結膜炎 実数			1			1
急性出血性結膜炎 定点当			0.10			0.10
流行性角結膜炎 実数			2			2
流行性角結膜炎 定点当			0.20			0.20
細菌性髄膜炎 実数						
細菌性髄膜炎 定点当						
無菌性髄膜炎 実数						
無菌性髄膜炎 定点当						
マイコプラズマ肺炎 実数		3	7	7	2	2
マイコプラズマ肺炎 定点当		0.23	0.54	0.54	0.15	0.15
クラミジア肺炎（オウム病を除く） 実数						
クラミジア肺炎（オウム病を除く） 定点当						
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る） 実数						
感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る） 定点当						

入院サーベイランス

		5週前	4週前	3週前	2週前	1週前	今週
インフルエンザ	実数	2		1	1	1	4
	定点当	0.15		0.08	0.08	0.08	0.31
新型コロナウイルス感染症	実数	21	23	59	49	36	36
	定点当	1.62	1.77	4.54	3.77	2.77	2.77

年齢別	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～59歳	60歳以上
インフルエンザ 実数		1				1	2
インフルエンザ 定点当		0.08				0.08	0.15
新型コロナウイルス感染症 実数	1	1				2	32
新型コロナウイルス感染症 定点当	0.08	0.08				0.15	2.46

指定届出機関（定点医療機関）から報告の修正等があった場合、前週の感染症情報（週報速報版）で公表した数値と異なる場合があります。

別紙１

インフルエンザに注意しましょう。
～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和６年第 49 週（12 月２日～12 月８日）のインフルエンザの定点当たりの報告数は 6.14 と前週の 3.16 に比べ増加しました。

○　今シーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
流行期：2024(令和６)年第 46 週（ 11 月 11 日～ 11 月 17 日）：定点当たり 1.75
注意報：―
警　報：―

○　直近のシーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
流行期：2023(令和５)年第 38 週（ 9 月 18 日～ 9 月 24 日）：定点当たり 2.35
注意報：2023(令和５)年第 43 週（10 月 23 日～10 月 29 日）：定点当たり 12.12
警　報：2023(令和５)年第 47 週（11 月 20 日～11 月 26 日）：定点当たり 30.31

○　参考　　流行期入りの目安　　定点当たり報告数　　1
注意報の基準　　定点当たり報告数　10
警報の基準　　定点当たり報告数　30（警報終息の基準　10 ）

２　予防方法等

○　外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
○　具合が悪いときは外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
○　発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにしましょう。
○　外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
○　バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
○　室内では、適度な湿度（５０～６０％）を保ってください
○　基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
○　り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

３　学校保健安全法における扱い

○　第二種感染症として定められており、発症から５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

別 紙 2

マイコプラズマ肺炎について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和６年第 49 週（12 月２日～12 月８日）の定点当たり報告数は全県で 1.62 と前週の 2.31 に比べ減少しました。

○　マイコプラズマ肺炎は１年を通してみられますが、秋冬にやや増加する傾向があります。今年は、全国的に例年に比べて週ごとの報告数が多いため、周囲の流行状況にご注意ください。

２　マイコプラズマ肺炎とは

○　マイコプラズマ肺炎は、「肺炎マイコプラズマ」という細菌に感染することによって起こる呼吸器感染症です。発熱や全身の倦怠感（だるさ）、頭痛、咳などの症状が見られます。咳は少し遅れて始まることもあります。

○　また、熱が下がった後も長期にわたって咳が続くのが特徴です。３～４週間程度続くことがあります。

○　多くは軽い症状で済みますが、一部の人は肺炎となり重症化することがあります。また、中耳炎、胸膜炎、心筋炎、髄膜炎などの合併症を併発することもあります。

○　小児や若い人の肺炎の原因として比較的多いものの一つです。例年、患者として報告されるもののうち約 80%は 14 歳以下ですが、成人の報告もみられます。

３　予防方法

○　感染経路は主に飛沫感染や接触感染です。感染した人の咳のしぶき（飛沫）を吸い込んだり、患者と身近で接触したりすることで感染します。

○　濃厚接触の機会が多い学校などの施設内や家庭での感染がみられますが、短時間の曝露（接触）による感染拡大の可能性はそれほど高くないと考えられています。

○　感染してから発症するまでの潜伏期間は２～３週間ほどと言われています。

感染予防のため、次のことに注意しましょう

（１）うがい・手洗いなどはしっかりと行いましょう

（２）感染した場合は家族間などでもタオルの共用は避けましょう

（３）咳などの症状がある場合には、周囲に広げないために、マスクを着用するなど咳エチケットを心掛けましょう。

○　現時点で有効なワクチンはありません。

４　治療

○　マイコプラズマ肺炎は、一般的には抗菌薬（抗生物質）で治療されます。

○　発熱や咳などの症状があったら早めに医療機関を受診しましょう。

５　学校保健安全法における扱い

○　学校保健安全法には明確に規定されていません。

○　登校登園については、医師の指示に従ってください。

６　参考

日本呼吸器学会等５学会「マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）急増にあたり、その対策について」

https://www.jrs.or.jp/activities/guidelines/file/mycoplasma_pneumoniae_statement_20241022.pdf

警報発令中

別 紙 3

手足口病について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

１　流行状況

○　令和６年第 49 週（12 月２日～12 月８日）の定点当たり報告数は全県で **3.27** と前週の **3.71** に比べ減少しました。

○　国の示す警報終息基準(定点当たり２)を下回るまで、警報を継続します。
下記「３　予防方法」を参考に、予防を心がけましょう。

２　手足口病とは

○　手足口病は、コクサッキーA16（CA16）・A6（CA6）、エンテロウイルス 71（EV71）などが原因となり、口の粘膜や手のひら、足などに水疱性の発疹ができる感染症で、乳幼児を中心に主に夏季に流行します。発熱は全体の約３分の１に認められますが、高熱が続くことはあまりなく、数日間のうちに治癒する疾患です。

○　多くは軽症で済む疾病ですが、手足口病を発症後に髄膜炎、小脳失調症、脳炎、心筋炎などの合併症などを併発することもあるため、頭痛や高熱の発症など症状が悪化する場合は医療機関を受診しましょう。

○　また、手足のひらのほか、臀部にも水疱や潰瘍をつくり、快復後に爪が剥がれるような症状（爪甲脱落症）を起こすことがあります。

○　なお、大人に感染することもあるので、子供に限らず大人も感染予防に心がけてください。

３　予防方法

○　患者の口粘膜から出たウイルスを含む唾液による飛沫感染、便中のウイルスによる経口感染、水疱内容物からの接触感染といった経路で感染します。

○　**回復後も、便の中に長期間（２～４週間）ウイルスが排出されます。**感染しても発病せず、ウイルスを排出する人もいます。

○　従って、感染予防のため、次のことに注意しましょう。

（１）食事の前、遊んだ後、トイレの後、帰宅後など、普段から**石けんと流水による手洗いを行いましょう。**

（２）オムツ等の処理の際は、排泄物が周囲につかないように注意し、処理後はしっかりと手を洗いましょう。

（３）タオルの共用は避けましょう。

４　学校保健安全法における扱い

○　学校保健安全法には明確に規定されていません。

○　登校登園については、医師の指示に従ってください。

別 紙 4

梅毒について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1　梅毒とは

○　梅毒は、梅毒トレポネーマという病原菌によって起こされる性感染症です。この細菌は、主に性交渉中に感染部位と粘膜や皮膚が接触することにより、人から人へと感染します。

○　梅毒に感染すると、初期には感染がおきた部分（陰部、口唇部、口腔内、肛門部等）にしこりができます。数か月後には、リンパ腺が腫れる、手のひら・足の裏・体全体に赤い発しんが出ることがあります。

○　梅毒に感染している妊娠中の女性では、胎盤を通じて胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形（先天梅毒）が起こることがあります。

2　対応・予防方法

○　梅毒は早期の薬物治療で完治が可能ですが、診断の遅れから脳や心臓に合併症を起こすことがあります。そのため、特に陰部にいつもと違う分泌物、傷、発疹などが出現したときには、性交渉を控え、できるだけ早く医療機関を受診することが大切です。

　なお、新潟県及び新潟市の保健所では梅毒の無料匿名検査を実施しています。

○　梅毒の感染を予防するには性交渉の際にコンドームを使用することが重要です。

3　届出状況

○　全国・新潟県ともに届出数が多い傾向が続いていますので、引き続き十分な注意が必要です。

届出数		令和４年	令和５年	令和６年
新潟県	計	137	127	133
	男性	100	83	91
	女性	37	44	42
全国	計	12, 966	14, 906	13, 511
	男性	8, 535	9, 608	8, 645
	女性	4, 429	5, 298	4, 866
	不明	2	－	－

令和６年 12 月８日現在（全国は令和６年 12 月１日現在）

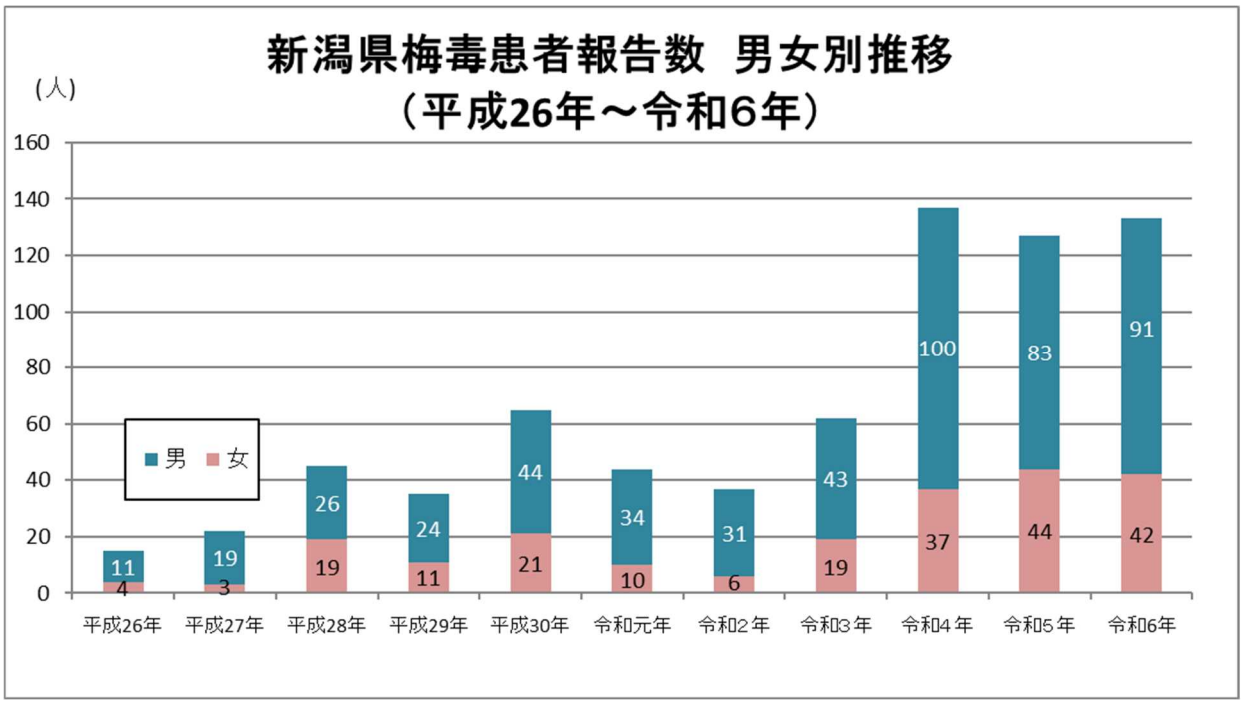

保健所・疾患・施設種別　感染症集団発生等報告数（第49週）

令和6年12月2日～令和6年12月8日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）					1	1					1		
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）					1						1	1	
老人福祉施設（施設数）	5			1	1								1
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）												1	
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）											1		
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設（施設数）	1					3		3		1	0		
老人福祉施設（施設数）													
障害福祉サービス事業所／身体障害者社会参加支援施設（施設数）													
保護施設（施設数）													
その他の施設（施設数）													

※その他の感染症：手足口病、マイコプラズマ肺炎、流行性角結膜炎、風邪様症状

○ 報告の要件

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合